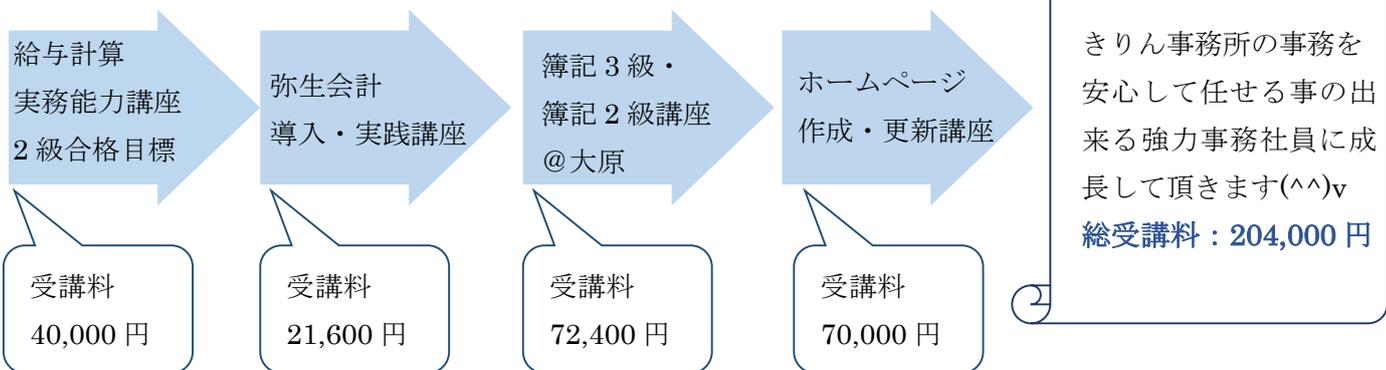




トピックス

きりん事務所の人材育成

当事務所のパート社員も早いもので10ヶ月経過しました。短時間のパート雇用ですが、とても前向きで向上心のあるパートさんです。そこで、この度一念発起。彼女を信じてスーパー事務社員にパワーアップする計画を立てました！！



現在は毎日深夜まで、更に土日ほぼ休みなく、宮澤1人で対応しています。一社一社への熱い思いがあって仕事をさせて頂いているので、仕事は苦に感じることはありません。しかし、正直なところ、最近依頼に対する納品時期がジリジリと遅くなっている点、皆さまに多大なご迷惑をお掛けしているところは、大変申し訳なく思っています。法改正は留まる事を知らず繰り返します。助成金などの新しい制度も、次から次へと新設・変更となっています。私には、最新の情報を仕入れていなければいけないという使命があります。

「相談しにくい顧問なんてもういない！」私は常々そう感じておりましたので、皆さまから「相談しやすい、分かりやすい」そう思って頂ける事を目標にしております。ありがたい事に、その思いが少しずつ通じて最近皆様から様々な相談をお受けすることが本当に増えてきたと、とても嬉しく思っています(^^)

私が「こうありたい」と思う社労士でいるためには、やはり、事務処理として社員に仕事を任せることが出来る環境を整える必要があります。長くなりましたが、そんな思いで、総事業費70万円をかけた、きりん人事労務管理事務所の大プロジェクトです(^^)♪

受講料は全額きりん事務所で負担します！
訓練期間6ヶ月間は勤務時間を増やします！！
受講時間も賃金を支給します！！！！

安心して下さい

助成金
68万円
申請します(^^)♪

この6ヶ月間は時給を最低賃金の820円に減給することを快く了承。資格を取るチャンス、資金を得られる事を「ありがたいお話」と言って貰えました。労使共にWINWINです(^^)♪
助成金で1時間800円の補助なので、実質時給20円ですね(^_^;)
もちろんこの6ヶ月間、学校に行く以外の時間で勤務して貰いますが、その時間もOJT時間として800円は支給されるのです。皆さんと共に、きりん人事労務管理事務所もパワーアップして参ります！！



本年10月から、健康保険・厚生年金保険の適用拡大がスタートします。実施が近づいてきたこともあり、厚生労働省から、適用拡大に関する通達が発出され、その内容を易しく説明したリーフレットやQ&Aも公表されました。これまでと何が違うのか？ 重要な部分を紹介します。

健康保険・厚生年金保険の適用拡大のポイント

現行「昭和55年内かん(通達のようなもの)」で規定

1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、同一の事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である者は、原則として健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う。(これに該当しない者でも、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して被保険者として取り扱うことが適当なものは、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う)

↓ (取り扱いを変更)

本年10月～〔法律で明確に規定〕

1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上(以下「4分の3基準」という。)である者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う。

✦ (4分の3基準を満たさないケースについても規定[これが拡大部分])

4分の3基準を満たさない者でも、次の①～⑤までの5つの要件(以下「5要件」という。)を満たすものは、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 同一の事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること
- ③ 報酬の月額が8万8千円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 特定適用事業所*に使用されていること



*特定適用事業所……事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される通常の労働者及びこれに準ずる者の総数が常時500人を超えるものの各適用事業所のこと。法人事業所であれば、法人番号が同じである事業所の合計で、500人超えか否かを判断することになります。

☆10月からは、これまでの曖昧さを取り払った「4分の3基準」と、新たに設けられた「5要件」により、被保険者として取り扱うか否かが判断されます。しかし、「5要件」が適用されるのは、当面は、大企業(500人超え)のみとなっています。



7/10	<ul style="list-style-type: none"> ● 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出 ● 労働保険概算・確定保険料申告書の提出 ● 労働保険料の納付 ● 労災保険一括有期事業報告書の提出(建設業) ● 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業: 概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ● 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 ● 特例による源泉徴収税の納付(1月～6月分)
7/15	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者雇用状況報告書、高齢者雇用状況報告書・外国人雇用状況報告書の提出期限 ● 所得税予定納税額の減額申請
7/31	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者死傷病報告書の提出 ● 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 所得税の予定納税額の納付 ● 5月決算法人の確定申告・11月決算法人の中間申告 ● 8月・11月・翌年2月決算法人の消費税の中間申告

◆偉人の名言

ば紙一枚の差が、大では成木の差いでエヒ。▼▼▼私トキ之切
常にかえりみる姿勢を忘れずに、進歩し続けていきたい。それは私にとって楽しみの一つです。